

# 花園大学

## 改善報告書

令和3年7月1日

1. 大学名：花園大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-1

○学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行による学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化への対応として、ホームページに掲載されている「論文審査基準」が規則化されていない点は改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 3-1 について

花園大学学位規程を改正し、同規程に基づく学位論文（修士・博士）審査基準として規則化を行った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3-1 の資料

・花園大学学位規程

改善報告書

令和3年7月1日

1. 大学名：花園大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-2

○履修規程第6条で当該年度の卒業が見込める学生に対して、大学が定めた履修登録上限単位数を超えて卒業に必要な単位数の登録を認めている点については、単位制度の実質化の観点から改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-2について

2020年12月履修規程を改正済、卒業年次の履修単位の上限緩和を不可とした。

低年次から計画的履修を促すなど、毎年度の履修指導を徹底する。

なお、登録上限超過者(48単位を超える者)の履修状況(緩和要件：GPA, 諸資格科目等)のチェック体制は、学務委員会が担う。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目3-2の資料

- ・花園大学履修規程
- ・履修登録上限48単位超過者の状況

# 花園大学

## 改善報告書

令和3年7月1日

1. 大学名：花園大学
2. 認証評価実施年度：令和2年度
3. 「改善を要する点」の内容  
基準項目：6-3  
○履修登録単位数の管理について改善を要する事項があり、内部質保証のシステムの機能が十分とはいえないため、改善が必要である。
4. 改善状況及び結果  
基準項目 6-3 について  
3-2 に同じ
5. エビデンス（根拠資料）一覧  
基準項目 6-3 の資料
  - ・花園大学履修規程
  - ・履修登録上限 48 単位超過者の状況